福岡大学法科大学院 法律専門試験 民 法 民事訴訟法

問題冊子(問題のみで3枚)

注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 試験中に問題冊子の印刷不鮮明,ページの落丁・乱丁および解答用紙の 汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出てください。
- 3 解答は、別に配布する解答用紙に、黒インクのボールペンまたは万年筆 (いずれも、インクが消しゴム等で消せないもの)で記述してください。
- 4 解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を、また氏名欄に氏名(およびフリガナ)を記入してください。
- 5 貸与した六法に対する加工(線を引く,書き込みをする,ページを折り曲げるなど)を禁じます。なお,貸与した六法に対し加工をした場合,不正行為とみなされることもあります。
- 6 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

第1問(民法)

次の〔事実関係〕を読んで、以下の〔設問1〕、〔設問2〕に答えなさい。

〔事実関係〕

- 1 A建設会社は、令和3年6月ころ、Xより、本件農地を含む6筆の土地(以下、これらの土地を「本件土地」ということがある。)を建売住宅の敷地として買い受けた。しかし、Aは、以前から経営が苦しく、買受当時も本件土地の購入代金を工面することができるような状況には全くなく、当初より本件土地をだまし取る目的で売買契約を締結し、代金を支払う意思などは一切なかった。
- 2 本件農地については、農地法 5 条所定の知事に対する許可を条件とする所有権移転請 求権保全の仮登記が、その他の土地については、所有権移転登記が経由された。
- 3 その後、同年7月ころ、Aは、本件土地6筆すべてをY会社に対する債務の担保のために、売渡担保としてYに譲渡し、Yは、本件農地については仮登記の付記登記を、他の土地については所有権移転登記を経由した。
- 4 その後に、同年7月下旬に、Aの詐欺に気がついたXは、Aとの売買契約はAの詐欺によるものであるとして、上記売買契約を取り消した。なお、Yは、Aによる詐欺の事実を知らず、かつ知らなかったことについて過失もなかった。
- 5 そして、Xは、Yに対して、①本件農地を除く本件土地のうち5筆につき所有権移転登 記の、②本件農地につき仮登記の付記登記の抹消登記手続を、それぞれ求める訴えを提起し た(以下、①、②の請求をあわせて「本件請求」というが、検討の際には①、②をわけて論 じるように。)。

〔設問1〕

XのYに対する本件請求は、どのような法的主張、法律構成に基づいてなされている ものと考えられるだろうか。

〔設問2〕

Xの以上のような主張に対して、Yはどのような反論を展開して対抗してくることが 考えられるだろうか。

第2問(民法)

次の〔事実関係〕を読んで、以下の〔設問1〕〔設問2〕に答えなさい。

〔事実関係〕

- 1. 未成年者 C は父母である父 A と母 B の嫡出子として共同親権に服していた。
- 2. AはBの許諾を得ずに、ABの共同名義で子C(当時16歳)の法定代理人として、不動産業者Dに対し、Cが祖父からの贈与により取得し所有していた甲土地を、時価相当額である500万円で売却して引き渡し、D宛の所有権移転の登記をおこなった。Dは同契約の際、AがBの許諾を得ずに共同名義で代理行為をしていることについて、認識していなかった。
- 3. Aは、その売却代金をAがE銀行に対して有していた500万円の債務の弁済に充てた。なお同債務はAが自らの趣味である水上バイクを購入した際の売買代金相当額につき融資を受けた貸金債務の残債務であった。なおAがEに弁済する際、甲土地の売却代金により弁済することを秘していたが、EはDの取引銀行であった事情から、当該事情を認識していた。
- 4. その後、Cは18歳に達し成人した。
- 5. C は甲土地の売却において、当時父母が甲土地の売却代金をAのEに対する債務 の弁済に充てることを主たる目的としてなされたものであって、許されないとし て、Dに対して甲土地の返還を求めたいと考えている。

〔設問1〕

C は D に対し甲土地の返還を請求したいと考えているが、いかなる法的構成が考えられるか検討しなさい。

〔設問2〕

上記設問1の請求に対して D はいかなる反論を行うことが考えられるかについて検討しなさい。

第3問(民事訴訟法)

Xは、Y株式会社(以下「Y社」という。)に対して貸金返還請求訴訟を提起することにした。

 $X \ge Y$ 社との間の借用証書には、Y 社の代表取締役として A が表示されていたが、X が訴訟提起に当たり調査したところ、Y 社の現在の代表取締役として B が登記されていた。

そこで、Xは、BをY社の代表者と記載した訴状を裁判所に提出した。

訴状副本は、当初 Y 社本店宛てに送達されたが、送達不能となったため、B 個人の住所宛に送達された。

Bは、自分はY社の代表取締役に選任されたことはないと主張して、その主張にそう 資料を提出し、裁判官は、Bの主張が真実であるとの心証を抱いた。

裁判官はどのように対処すべきか。